

# 社会福祉法人等による利用者負担の軽減制度

この制度は、低所得で特に生計が困難な人及び生活保護受給者が、社会福祉法人が提供する以下のサービスを利用する場合、サービス提供者である社会福祉法人の協力で、利用者負担が軽減されるものです。

## 軽減対象となるサービスと、軽減割合

老齢福祉年金受給者は、下記①～④のすべてが50%軽減対象となります。

生活保護受給者は、個室の居住費(滞在費)を100%軽減します(下記①②④は軽減対象外)。

対象となるサービス	対象となる費用	軽減割合
<ul style="list-style-type: none"> <li>・訪問介護(ホームヘルプサービス)</li> <li>・定期巡回・随時対応型訪問介護看護</li> <li>・介護予防訪問介護相当サービス</li> </ul>	① 1割の利用者負担額	左記のうち、25%
<ul style="list-style-type: none"> <li>・通所介護(デイサービス)</li> <li>・介護予防通所介護相当サービス</li> </ul>	① 1割の利用者負担額 ② 食費	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・短期入所(ショートステイ)</li> <li>・特別養護老人ホーム(入所)</li> </ul>	① 1割の利用者負担額 ② 食費 ③ 居住費(滞在費) (②③については、特定入所者介護サービス費又は特定入所者介護予防サービス費が支給されている場合に限る。)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模多機能型居宅介護</li> <li>・看護小規模多機能型居宅介護</li> </ul>	① 1割の利用者負担額 ② 食費 ④ 宿泊費	

## 軽減対象となる人と、軽減後の自己負担割合

次の、1、2のいずれかに該当する人です。

軽減対象となる人	自己負担割合
1 老齢福祉年金受給者で、市民税非課税世帯(下欄2①～⑥に該当する人)	50%
2 市民税非課税世帯で、次の①～⑥の全てに該当する人 ① 年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること。 ② 預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額であること。 ③ 世帯が、その居住の用に供する家屋、その他日常生活のために必要な資産以外に、利用し得る資産を所有していないこと。 ④ 負担能力のある親族の社会保険等医療保険の扶養家族でないこと。 ⑤ 負担能力のある親族の所得税又は住民税申告において扶養控除の対象者とされていないこと。 ⑥ その他負担能力のある親族等の援助が期待できないこと。 ⑦ 介護保険料の滞納がないこと。	75%
3 生活保護受給者で、個室の居住者(滞在者)	0%

<問い合わせ先> 各社会福祉法人

茨木市長寿介護課給付係 Tel 072-620-1639(直通)